**平成２７年（フ）第９２号**
長崎県佐世保市早苗町477番地７
債務者　吉村　友恵
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２７年（フ）第２５３号**
神奈川県平塚市寺田縄119番地の１　ハイツ中島101号
債務者　柏木　賢一
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２７８号**
神奈川県厚木市恩名１丁目７番69号　メイゾン会田２番館105、前住所静岡県沼津市吉田町９番３号　メゾン平成102号
債務者　眞方　和昭
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２８８号**
神奈川県平塚市花水台39番34―105号　レオネクスト花水台
債務者　出浦　和彦
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第４６号**
神奈川県横須賀市長井２丁目２番26号
債務者　上原　哲太
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２７年（フ）第３３０号**
北九州市小倉南区北方４丁目４番10―206号
債務者　大石　美鈴
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３６２号**
北九州市八幡東区白川町11番23号
債務者　新納　喜政
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第５５号**
山口県下松市大字末武上1020番地11
債務者　大上　幸枝
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２７年（フ）第６５１１号**
東京都目黒区碑文谷１丁目12―10　日東荘Ｂ―Ｅ
債務者　宮田　博子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６５２２号**
東京都新宿区北新宿３丁目26―21―202
債務者　海保　幸士
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６５７６号**
東京都目黒区原町１丁目３―23　メゾンフィールド　Ｕ401
債務者　三浦　佳代（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６５７７号**
埼玉県越谷市大字花田713　サン・コーポラス越谷６―202
債務者　高橋登紀子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６６１２号**
東京都荒川区荒川１丁目８―５　須藤アパート１階
債務者　山下　麻美
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６６１３号**
東京都世田谷区南烏山１丁目18―２―503
債務者　中村　祐子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６６２７号**
東京都葛飾区青戸３丁目８―８―504
債務者　渡辺　貞夫
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部